

令和 5 年度

情報公開制度、個人情報保護制度
運用状況報告書

北本市

第1 情報公開制度の運用状況

1 行政文書の公開請求の状況及び行政文書の公開請求に対する可否の決定の状況

令和5年度における行政文書の公開請求は56件で、その状況は次のとおりです。

行政文書の公開請求の状況

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
1	4月7日	貴市が把握している市内に存する耕作放棄地のうちいわゆる赤地の地番・地図・図面等具体的な所在地が判明する資料	貴市が把握している市内に存する耕作放棄地のうちいわゆる赤地の地番・地図・図面等具体的な所在地が判明する資料	不存在	4月14日	農業委員会事務局
2	4月10日	①土地・家屋課税台帳の電磁的記録で最新のもの。 ②①が不存在又は開示不可能の場合は、①以外の文書で、北本市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の所在・地番・地目・地籍、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の情報を含む一覧の電磁的記録で最新のもの。登記名義人・建築年の情報もあれば含む。 ※①につきましても、地方税法第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登録されている部分(項目)のみの部分開示で問題ございません。 ※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。 ※登記名義人につきましては、全件開示が難しい場合は、法人のみ→官公庁のみ→北本市のみ、の順番で開示のご検討をお願いいたします。 ※コード表記等による読み替えを行なっている場合は、それを読み替えるための資料もお願いします。	—	取下げ	—	税務課
3	4月10日	北本市の地番が載った図面(公図、地籍図、地番参考(現況)図等、図面種類・精度は問わない)で、2022年中の登記異動修正済のshapeデータ。 ※地番の他、字界・字名・家屋外形の情報も付加可能であればお願いします。 ※コード表記等を行なっている場合は、コード表等の資料もお願いします	—	取下げ	—	税務課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
4	4月12日	令和4年度 総交下水道施設耐震対策工事 金入り設計書	令和4年度 総交下水道施設耐震対策工事 金入り設計書	一部公開	4月17日	建設課
5	4月17日	<p>I 北本市こどもの権利条例施行規則に基づく擁護委員会会議の開催実績（2022年10月～2023年3月） ①月日時、②参加者名、③議題</p> <p>II 相談員ではなく、擁護委員の職務活動実績 1 条例22条の1号の職務実績 ①件数、②援助日時、③援助場所、④補助者の有無 2 条例27条調査及び調整、29条勧告等の実施、30条是正等の要請の実績 ①件数、②対象期間の分野、③実施日時、④相手先への文書等の発信者名 3 条例22条、27条、29条、30条の職務を権利擁護委員が独任で判断する基本的考え方と実績 ①担当擁護委員の振り分けのルール ②解決救済までのフロー図、説明、マニュアル等 ③相談件数、④援助日時、⑤援助場所、⑥補助者の有無</p> <p>III 相談一覧（2023年1月25日から～） IV 相談一覧の「相談内容」欄の凡例 ①～⑩の内容</p>	3 条例22条、27条、29条、30条の職務を権利擁護委員が独任で判断する基本的考え方と実績 ②解決救済までのフロー図、説明、マニュアル等	公開	4月24日	人権推進課
			3 条例22条、27条、29条、30条の職務を権利擁護委員が独任で判断する基本的考え方と実績 ①担当擁護委員の振り分けのルール	不存在	4月24日	
			I 北本市こどもの権利条例施行規則に基づく擁護委員会会議の開催実績（2022年10月～2023年3月） ①月日時、②参加者名、③議題	不存在	5月16日	
			II 相談員ではなく、擁護委員の職務活動実績 1 条例22条の1号の職務実績 ①件数、②援助日時、③援助場所、④補助者の有無 2 条例27条調査及び調整、29条勧告等の実施、30条是正等の要請の実績 ①件数、②対象期間の分野、③実施日時、④相手先への文書等の発信者名 3 条例22条、27条、29条、30条の職務を権利擁護委員が独任で判断する基本的考え方と実績 ③相談件数、④援助日時、⑤援助場所、⑥補助者の有無 <p>III 相談一覧（2023年1月25日から～） IV 相談一覧の「相談内容」欄の凡例 ①～⑩の内容</p>	一部公開	4/24延長決定 (5/16決定)	
6	4月19日	令和3年度及び令和4年度の「道路緑地植栽管理等委託」の金額入り設計図書	令和3年度及び令和4年度の「道路緑地植栽管理等委託」の金額入り設計図書	公開	4月26日	建設課
7	4月25日	令和5年4月25日(火)農業委員会議事録、式次第	令和5年3月の農業委員会議案等	一部公開	5月2日	農業委員会事務局

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
8	4月25日	<p>I 「答申案作成と答申案の提出までの手続等経緯を知るためのアンケート」の回答の写し及び受理した月日、受理者、受理方法に関する文書</p> <p>II 同アンケートの回答に関する文書</p> <p>1. 設問IIに関する文書</p> <p>①小松会長と事務局が審議会で答申案及び最終答申の審議をしないという決定をしたことを示す文書</p> <p>②小松会長と事務局が答申案及び最終答申の方針を決めたことを示す文書</p> <p>③小松会長と事務局が答申案及び最終答申の過程を示す文書</p> <p>④小松会長と事務局が最終答申に答申案に対する意見を添付するということを決めた文書</p> <p>2. 設問II-2の4の「2回目の開催が不要であると回答があった」に関する文書</p> <p>①2回目の審議会開催を全委員に問うことを決めた文書</p> <p>②高橋委員と鈴木委員を2回目の審議会開催可否を問う対象から排除したことを決めた文書</p> <p>③2回目審議会開催の可否を誰が、いつ、どのような方法で、審議会のどの委員に問うたか、及び、その結果を示す文書</p> <p>3. 設問IIIの「最終答申案」の裁決等手続に関する回答について</p> <p>①会長は「答申の裁決については審議会当日に結論が出ている」と回答したことについて、最終答申案を審議した月日、最終答申案の審議であることがわかる議事録</p> <p>②会議でない方法で最終答申案の賛否を問うたことは、審議会運営に関するどの法令等を、どのような解釈の下、誰が、いつ、決めたかわかる文書。また、直接会って賛否を問う委員とそうでない委員を決めたことに関する文書</p> <p>③直接委員に会って賛否を問うたことに関する文書</p>	<p>II 同アンケートの回答に関する文書</p> <p>1. 設問IIに関する文書</p> <p>①小松会長と事務局が審議会で答申案及び最終答申の審議をしないという決定をしたことを示す文書</p> <p>②小松会長と事務局が答申案及び最終答申の方針を決めたことを示す文書</p> <p>③小松会長と事務局が答申案及び最終答申の作成過程について、検討、協議等をしたことを示す文書</p> <p>④小松会長と事務局が最終答申に個別意見を添付することについて、検討、協議等をした経緯、内容等が分かる文書</p> <p>2. 設問II-2の4の「2回目の開催が不要であると回答があった」に関する文書</p> <p>①2回目の審議会開催を全委員に問うことを決めた文書</p> <p>②高橋委員と鈴木委員を2回目の審議会開催可否を問う対象から排除したことを決めた文書</p> <p>③2回目審議会開催の可否を誰が、いつ、どのような方法で、審議会のどの委員に問うたか、及び、その結果を示す文書</p> <p>3. 設問IIIの「最終答申案」の裁決等手続に関する回答について</p> <p>②会議でない方法で最終答申案の賛否を問うたことは、審議会運営に関するどの法令等を、どのような解釈の下、誰が、いつ、決めたかわかる文書。また、直接会って賛否を問う委員とそうでない委員を決めたことに関する文書</p> <p>③直接委員に会って賛否を問うたことに関する文書</p>	不存在	5/2延長決定(5/22決定)	総務課
		I 「答申案作成と答申案の提出までの手続等経緯を知るためのアンケートに対する回答」の回答書の写し及び受理した月日、受理者、受理方法に関する文書	I 「答申案作成と答申案の提出までの手続等経緯を知るためのアンケートに対する回答」の回答書の写し及び受理した月日、受理者、受理方法に関する文書	不存在	5月2日	総務課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
			Ⅱ 3 ① 第1回の会議以後に、答申書（案）を審議した会議の議事録（審議年月日及び答申書（案）の審議を議題とした旨が分かるもの）	不存在	5月2日	総務課
9	6月5日	北本市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員会公募委員の選考結果に関わる文書であって、次のもの 1. 計画策定委員会について (1)策定委員会を設置する目的を示す文書（設置規程を除く。） (2)策定委員会の特徴・性質が分かる文書 (3)策定委員会の役割、市との関係性を示す文書（設置規程を除く。） (4)策定委員会の組織・委員に求める役割を示す文書（設置規程を除く。） 2. 公募委員選考について (1)公募委員に求める役割が分かる文書 (2)広報に掲載された応募資格以外の選考基準が分かる文書 (3)公募委員選考会議の議事録	1. 計画策定委員会について (1)策定委員会を設置する目的を示す文書（設置規程を除く。） (2)策定委員会の特徴・性質が分かる文書 (3)策定委員会の役割、市との関係性を示す文書（設置規程を除く。） (4)策定委員会の組織・委員に求める役割を示す文書（設置規程を除く。） 2. 公募委員選考について (1)公募委員に求める役割が分かる文書	不存在	6月12日	障がい福祉課
			2. 公募委員選考について(2)広報に掲載された応募資格以外の選考基準が分かる文書	公開	6月12日	
			(3)公募委員選考会議の議事録	一部公開	6月12日	

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
10	6月14日	<p>北本市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員会公募委員の選考について</p> <p>1 公募委員選考要領の策定のための会議の議事録であって、次に掲げるものを含むもの 会議の参加者、日時、起案・決裁日時、使用した資料、選考委員の役割、選定方法と選定者、合議体とした目的、選定の原則、選考の基準・水準、公募委員の意義・役割、選考の視点・基準、選考結果通知内容</p> <p>2 応募書類の受付から選考委員に応募書類を配布するまでの間に、当該応募書類を閲覧した者の職位と、受付後の応募書類の管理方法</p> <p>3 公募委員の選考に関して (1) 選考の視点・基準、結果通知内容の内規等 (2) 選考基準の意図等、詳細は次のとおり ①「企業等との利害関係」とは、どこ（だれ）との利害関係をいうのか。また、公募委員の役割にとって必要な項目なのか、関係の説明を求める ②「広い視野」とは、どの範囲を指し、公募委員に広い視野が必要な理由を示す文書 ③「応募書類の文章内容に、委員として不適切なもの」とは、どのような内容か具体的に示す文書 (3) 要領別表1が選考基準として客観的かつ妥当であることを示す根拠 (4) 選考委員向けの留意事項等のマニュアル等 (5) 公募委員の選考に当たって選考委員に提示した内容 (6) 応募の個人情報保護の観点で、選考委員に提供しなかった文書</p> <p>4 公募委員選考委員会の議事録において「利害関係が生じている者はいない」と確認しているのにかかわらず、選考委員が採点した意味を示す文書</p>	<p>1 公募委員選考要領の策定のための会議の議事録</p> <p>2 応募書類の受付から選考委員に応募書類を配布するまでの間に、当該応募書類を閲覧した者の職位と、受付後の応募書類の管理方法</p> <p>3 公募委員の選考に関して (1) 選考の視点・基準、結果通知内容の内規等 (2) 選考基準の意図等、詳細は次のとおり (3) 要領別表1が選考基準として客観的かつ妥当であることを示す根拠 (4) 選考委員向けの留意事項等のマニュアル等</p>	不存在	6月21日	障がい福祉課
			<p>(5) 公募委員の選考に当たって選考委員に提示した内容</p> <p>(6) 応募の個人情報保護の観点で、選考委員に提供しなかった文書</p>	非公開	6月21日	障がい福祉課
11	6月16日	総交公共下水道工事（第1工区）の本工事費内訳書の設計単価明細	総交公共下水道工事（第1工区）の本工事費内訳書の設計単価明細	公開	6月22日	建設課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
12	6月20日	R5. 4. 23執行の北本市議会議員選挙の候補者のレンタカーに関する文書であって、次に掲げるもの ・様式7号(1)-2（第6条関係） ・様式4号(1)（第5条関係）	・様式7号(1)-2（第6条関係） ・様式4号(1)（第5条関係）	一部公開	6月20日	選挙管理委員会事務局
13	6月20日	R5. 4. 23執行の北本市議会議員選挙の候補者選挙運動に関する収支報告書要旨の全候補者分	選挙運動に関する収支報告書要旨	公開	6月20日	選挙管理委員会事務局
14	6月26日	令和5年度に北本市が締結した損害保険契約（自動車保険を除く。）のうち保険料が10万円以上のものの保険証券の写し	令和5年度に北本市が締結した損害保険契約（自動車保険を除く。）のうち保険料が10万円以上のものの保険証券の写し	一部公開	7月20日	総務課
15	7月3日	以下の(1)～(6)の内容が記載された文書 (1)北本市が行政運営等のために附属機関（審議会等）を設置する意義と目的と役割 (2)行政運営等のために北本市長が附属機関に諮問する目的と必要性 (3)行政運営等のための附属機関（審議会等）の職務・権限 (4)北本市の行政運営にとって、附属機関（審議会等）の答申書（報告書等）の意義と必要性 (5)附属機関（審議会等）の委員枠と委員に求める役割等 ①知識経験者と学識経験者の違い ②市民委員の必要性と市民委員に求める役割 (6)附属機関の位置付けについて ①北本市が自治法を自主解釈している根拠及び職員に周知している内容 ②個人を位置づける附属機関（独任制）の運用方法 ③独任制のメリット・デメリット ④北本市における独任制附属機関の設置状況	以下の(1)～(6)の内容が記載された文書 (1)北本市が行政運営等のために附属機関（審議会等）を設置する意義と目的と役割 (2)行政運営等のために北本市長が附属機関に諮問する目的と必要性 (3)行政運営等のための附属機関（審議会等）の職務・権限 (4)北本市の行政運営にとって、附属機関（審議会等）の答申書（報告書等）の意義と必要性 (5)附属機関（審議会等）の委員枠と委員に求める役割等 ①知識経験者と学識経験者の違い ②市民委員の必要性と市民委員に求める役割 (6)附属機関の位置付けについて ①北本市が自治法を自主解釈している根拠及び職員に周知している内容 ②個人を位置づける附属機関（独任制）の運用方法 ③独任制のメリット・デメリット ④北本市における独任制附属機関の設置状況	不存在	7月6日	政策推進課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
16	7月3日	以下のⅠ～Ⅲの内容が記載された文書 Ⅰ 擁護委員会議の開催実績 Ⅱ 相談員ではなく擁護委員の活動実績 1 条例22条の職務実績 (1) 相談件数、相談者実数、援助日時、援助した場所、協力者・補助者の有無 (2) (1)のうち委員が独任で判断した件数 ①相談件数・相談実数 ②担当委員振分けのルール ③解決・救済までのプロセス、フロー 2 条例27条調査・調整、第29条勧告の実施 第30条是正の要請実績 ①対象機関の種別 ②調査実施日 ③相手先への文書等発信者名 Ⅲ 相談一覧 (2023. 4. 1～2023. 6. 30)	Ⅱ 相談員ではなく擁護委員の活動実績 1 条例22条の職務実績 (1) 相談件数、相談者実数、援助日時、援助した場所、協力者・補助者の有無 (2) (1)のうち委員が独任で判断した件数 ①相談件数・相談実数 ②担当委員振分けのルール	不存在	7月7日	人権推進課
			Ⅰ 擁護委員会議の開催実績 Ⅱ 1 (2) ③解決・救済までのプロセス、フロー 2 条例27条調査・調整、第29条勧告の実施、第30条是正の要請実績 ①対象機関の種別 ②調査実施日 ③相手先への文書等発信者名 Ⅲ 相談一覧 (2023. 4. 1～2023. 6. 30)	一部公開	7月7日	
17	7月10日	1 第1回権利擁護委員会会議録 2 定例会の会議録 (2023. 4～2023. 6)	1 第1回権利擁護委員会会議録 2 定例会の会議録 (2023. 4～2023. 6)	一部公開	7月14日	人権推進課
18	7月20日	施設利用者の児童送迎時の注意喚起について	施設利用者の児童送迎時の注意喚起について	公開	7月21日	保育課
19	7月21日	施設利用者の児童送迎時の注意喚起についての送付先、起案の表裏	施設利用者の児童送迎時の注意喚起についての送付先、起案の表裏	公開	7月25日	保育課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
20	8月3日	北本市の地番が載った図面（公図、地籍図、地番参考（現況）図等、図面種類・精度は問わない）で、2022年中の登記異動修正済のshapeデータ。 ※地番の他、字界・字名・家屋外形の情報も付加可能であればお願いします。 ※最新版に更新される予定時期と、測地成果（JGD2000、JGD2011等）についてご回答をお願いします。 ※コード表記等を行なっている場合は、コード表等も。	2022年中の登記異動修正済の、地番図shapeデータ	公開	8月8日	税務課
21	8月3日	①土地・家屋課税台帳の電磁的記録で最新のもの。 ②①が不存在又は開示不可能の場合は、①以外の文書で、北本市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の所在・地番・地目・地籍、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の情報を含む一覧の電磁的記録で最新のもの。登記名義人・建築年の情報もあれば含む。 ※①につきましても、地方税法第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登録されている部分（項目）のみの部分開示で問題ございません。 ※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。 ※登記名義人につきましては、全件開示が難しい場合は、法人のみ→官公庁のみ→北本市のみ、の順番で開示のご検討をお願いいたします。	土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登録名義人として登録されている部分又は情報	公開	8月8日	税務課
22	8月9日	・令和4年5月17日に開札があった下水道管渠実施設計業務委託 ・令和4年7月19日に開札があった総交下水道施設耐震対策工事実施設計業務委託 ・令和4年8月18日に開札があった下水道管渠実施設計業務委託その2 以上の案件の金入り設計書及び特記仕様書	・令和4年度 下水道管渠実施設計業務委託 ・令和4年度 総交下水道施設耐震対策工事実施設計業務委託 ・令和4年度 下水道管渠実施設計業務委託その2 の金入り設計書及び特記仕様書	公開	8月15日	建設課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
23	8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月26日に開札があった北本市下水道ストックマネジメント計画改定業務委託 ・令和5年7月18日に開札があった下水道管渠実施設計業務委託、総交下水道施設耐震対策工事実施設計業務委託 以上の案件の金入り設計書及び特記仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 北本市下水道ストックマネジメント計画改定業務委託 ・令和5年度 下水道管渠実施設計業務委託 ・令和5年度 総交下水道施設耐震対策工事実施設計業務委託 の金入り設計書及び特記仕様書	公開	8月15日	建設課
24	9月1日	I 擁護委員会会議について 1 北本市こどもの権利条例施行規則に基づく擁護委員会会議の開催実績（2023年6月～2023年8月） ①月日時、②参加者名、③議題 2 R5.6.2議事録において、子育て支援課が欠席している理由、この時の議題となった通知書の記載事項等 II 相談員ではなく、擁護委員の職務活動実績 1 条例22条の1号の職務実績 ①件数、②援助日時、③援助場所、④補助者の有無 2 条例27条調査及び調整、29条勧告等の実施、30条是正等の要請の実績 ①件数、②対象期間の分野、③実施日時、④相手先への文書等の発信者名 III 相談一覧（2023年7月1日から～8月末） IV 擁護委員の出勤簿（2022年10月～2023年8月末） V 子供の権利相談定例会議事録（2023年7月～8月） VI 2023年度子どもの権利相談事業計画	I 擁護委員会会議について 1 北本市こどもの権利条例施行規則に基づく擁護委員会会議の開催実績（2023年6月～2023年8月） ①月日時、②参加者名、③議題 2 R5.6.2議事録の議題となった通知書の記載事項等 II 相談員ではなく、擁護委員の職務活動実績 2 条例27条調査及び調整、29条勧告等の実施、30条是正等の要請の実績 ①件数、②対象期間の分野、③実施日時、④相手先への文書等の発信者名 III 相談一覧（2023年7月1日から～8月末） IV 擁護委員の出勤簿（2022年10月～2023年8月末） V 子供の権利相談定例会議事録（2023年7月～8月） VI 2023年度子どもの権利相談事業計画	一部公開	9月8日	人権推進課
			I 擁護委員会会議について 子育て支援課が欠席している理由 II 相談員ではなく、擁護委員の職務活動実績 1 条例22条の1号の職務実績 ①件数、②援助日時、③援助場所、④補助者の有無 2 条例27条調査及び調整、29条勧告等の実施、30条是正等の要請の実績 ①件数・実績、②担当委員の振り分けルール	不存在	9月8日	

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
25	9月8日	「世田谷子ども条例」に関し、世田谷区に視察に行った関する文書であって、次に掲げる事項に該当するもの 1 視察に行くに当たっての起案文書 2 視察の日時、所要時間、参加職員が分かるもの 3 視察で収集した資料の資料名が列举されたもの 4 視察で学んだことが記載されたもの。（世田谷区の擁護委員の形態と運営方法に関する内容を含むもの。） 5 視察で学んだ内容で、北本市の条例の運用等に反映・活用したことが記載されたもの。	「世田谷子ども条例」に関し、世田谷区に視察に行った関する文書であって、次に掲げる事項に該当するもの 2 視察の日時、所要時間、参加職員が分かるもの 3 視察で収集した資料の資料名が列举されたもの 4 視察で学んだことが記載されたもの。（世田谷区の擁護委員の形態と運営方法に関する内容を含むもの。	公開	9月15日	人権推進課
			「世田谷子ども条例」に関し、世田谷区に視察に行った関する文書であって、次に掲げる事項に該当するもの 1 視察に行くに当たっての起案文書 5 視察で学んだ内容で、北本市の条例の運用等に反映・活用したことが記載されたもの。	不存在	9月15日	
26	9月13日	8月25日「埼玉反核平和の火リレー」に係る団体からの要請文	令和5年8月25日受付の核も戦争もない平和な二十一世紀を求める要望書	公開	9月15日	市民課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
27	9月15日	<p>1. 救済申し立てに伴う調査に関する文書（以下の①～⑤の日程で実施したもの） ①2023年1月31日②2023年2月7日③2023年2月3日④2023年2月8日⑤2023年2月21日 (1)上記調査を決定した人や会議等場等・決定した月日、調査対象機関の選定月日と理由 なお、上記調査機関に苦救済申し立て対象機関が含まれていない場合、その理由 (2)調査依頼文書、発信者、調査依頼先、発信月日、調査目的と内容、調査の場所、 (3)調査の実施状況がわかる文書 調査者名、調査対象機関の対応者（職名等）調査時間、調査の場所、調査結果</p> <p>2. 救済申し立てに伴う是正要請（条例30条）について (1)是正要請を行うことを決定した人・会議等場等・決定した月日 (2)文書発信月日、文書発信者（機関）、是正要請先（業種 機関、職名等）是正の内容</p> <p>3. 救済申し立て結果の通知（条例32条）について (1)救済申し立て人に結果の通知を行うことの決定をした人・会議等場等・決定した日 (2)通知文書発信月日、発信者（機関）、通知内容（調査結果、擁護委員が救済申し立てに対した内容）</p>	<p>1. 救済申し立てに伴う調査に関する文書（以下の①～⑤の日程で実施したもの） ①2023年1月31日②2023年2月7日③2023年2月3日④2023年2月8日⑤2023年2月21日 (1)上記調査を決定した人や会議等場等・決定した月日、調査対象機関の選定月日と理由</p> <p>2. 救済申し立てに伴う是正要請（条例30条）について (1)是正要請を行うことを決定した人・会議等場等・決定した月日 (2)文書発信月日、文書発信者（機関）、是正要請先（業種 機関、職名等）是正の内容</p> <p>3. 救済申し立て結果の通知（条例32条）について (1)救済申し立て人に結果の通知を行うことの決定をした人・会議等場等・決定した日</p>	非公開	9/22延長決定 (10/10決定)	人権推進課
			<p>1. 救済申し立てに伴う調査に関する文書（以下の①～⑤の日程で実施したもの） ①2023年1月31日②2023年2月7日③2023年2月3日④2023年2月8日⑤2023年2月21日 (1)上記調査機関に苦救済申し立て対象機関が含まれていない場合、その理由</p>	不存在	10月10日	
			<p>1. 救済申し立てに伴う調査に関する文書（以下の①～⑤の日程で実施したもの） ①2023年1月31日②2023年2月7日③2023年2月3日④2023年2月8日⑤2023年2月21日 (2)調査依頼文書、発信者、調査依頼先、発信月日、調査目的と内容、調査の場所、 (3)調査の実施状況がわかる文書 調査者名、調査対象機関の対応者（職名等）調査時間、調査の場所、調査結果</p> <p>2. 救済申し立てに伴う是正要請（条例30条）について (2)文書発信月日、文書発信者（機関）、是正要請先（業種 機関、職名等）是正の内容</p> <p>3. 救済申し立て結果の通知（条例32条）について (2)通知文書発信月日、発信者（機関）、通知内容（調査結果、擁護委員が救済申し立てに対した内容）</p>	一部公開	10月10日	

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
28	9月26日	①令和6年度使用小学校教科書の採択に関わる資料一式（ホームページに掲載されているものを除く。） ②小中学校学校要覧	・第1回第七採択地区教科用図書採択協議会資料の写し ・第2回第七採択地区教科用図書採択協議会資料の写し ・市内全小中学校11校分の学校要覧の写し	公開	10月3日	学校教育課
29	9月27日	令和6年度使用小学校教科書の採択に関わる資料一式（ホームページに掲載されているものを含む。）	・第1回第七採択地区教科用図書採択協議会資料の写し ・第2回第七採択地区教科用図書採択協議会資料の写し ・第1回第七採択地区教科用図書採択協議会議事録の写し ・令和6年度使用小学校教科用図書調査委員研究報告書	公開	10月3日	学校教育課
30	9月29日	・こども図書館を含む建物全体の平面図 ・こども図書館の詳細平面図、展開図/断面図	・こども図書館を含む建物全体の平面図 ・こども図書館の詳細平面図、展開図/断面図	公開	10月5日	総務課
31	10月2日	R4年度及びR5年度（9月まで）に開催された子どもの権利擁護委員・相談員によるケース会議の会議録で、次の事項を満たすもの ・会議の日時 ・場所 ・参加者氏名等 ・取り扱ったケースの件数 ・案件ごとに、ケース会議が必要となった理由（経緯）とそのケースの課題 ・ケース会議の議論の内容と対応方針	R4年度及びR5年度（9月まで）に開催された子どもの権利擁護委員・相談員によるケース会議の会議録で、次の事項を満たすもの ・会議の日時 ・場所 ・参加者氏名等 ・取り扱ったケースの件数 ・案件ごとに、ケース会議が必要となった理由（経緯）とそのケースの課題 ・ケース会議の議論の内容と対応方針	非公開	10月10日	人権推進課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
32	10月6日	北本市内におけるR5. 10. 1現在の国籍別人員集計	北本市内におけるR5. 10. 1現在の国籍別人員集計	公開	10月10日	市民課
33	10月16日	<p>1. 是正要請を発出した件について 救済申立人に対する擁護委員によるヒアリング調査に関する文書であって、次に掲げるもの ①調査を決定した人、決定したときの会議等、決定月日が分かるもの ②申立人に対するヒアリング調査の依頼文書 ③ヒアリング後の記録</p> <p>2. 対象機関に対する擁護委員による調査に関する文書であって、上記①～③に該当するもの</p> <p>3. 対象機関、関係機関との調整について ①対象機関との調整内容が分かる文書 ②関係機関との調整内容が分かる文書 ③調整をしていない場合、調整不要と判断した理由等が記載された文書</p>	<p>1. 是正要請を発出した件について 救済申立人に対する擁護委員によるヒアリング調査に関する文書であって、次に掲げるもの ①調査を決定した人、決定したときの会議等、決定月日が分かるもの ②申立人に対するヒアリング調査の依頼文書 ③ヒアリング後の記録</p> <p>2. 対象機関に対する擁護委員による調査に関する文書であって、上記①～③に該当するもの</p> <p>3. 対象機関、関係機関との調整について ①対象機関との調整内容が分かる文書 ②関係機関との調整内容が分かる文書 ③調整をしていない場合、調整不要と判断した理由等が記載された文書</p>	不存在	10月23日	人権推進課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
34	10月20日	平成23年2月10日付けの住民監査請求に関する資料（監査結果通知）	平成23年2月10日付けの住民監査請求に関する資料（監査結果通知）	公開	10月27日	監査委員事務局
35	10月23日	<p>1. 救済申立人に対する擁護委員によるヒアリング調査・相談に関する文書であって、次に掲げるもの (1)調査・相談を決定した人、決定された会議等の名称、場所、決定日時が記載されたもの (2)調査・相談の依頼をしたことが分かるもの (3)調査・相談の後の記録が記載されたもの（擁護委員の対応方針を含むもの）</p> <p>2. 対象機関に対する擁護委員による調査に関する文書であって、上記(1)～(3)に相当するもの</p> <p>3. 対象機関等に対する調整について 「H4年度活動報告書」13ページに「A園との調整を図りました」との記載があるが、この調整について、 (1)調整とは何か。条例27条6のことか否か (2)調整した月日・調整した委員、調整相手、調整内容が記載されたもの (3)調整後の方針について記載されたもの (4)条例27条6の調製でなかった場合、報告書における「調整」とは、どのような目的で、誰が、どのようなことをしたのかが分かるもの</p> <p>4. 対象機関に是正要請を提出した後の擁護委員の対応等について、 (1)対象機関からの改善（是正）報告又は対象機関へのアプローチの内容が分かるもの (2) 前述(1)の対応を踏まえての擁護委員の対応方針</p>	<p>1. 救済申立人に対する擁護委員によるヒアリング調査・相談に関する文書であって、次に掲げるもの (1)調査・相談を決定した人、決定された会議等の名称、場所、決定日時が記載されたもの (2)調査・相談の依頼をしたことが分かるもの (3)調査・相談の記録の作成年月日がわかるもの</p> <p>2. 対象機関に対する擁護委員による調査に関する文書であって、上記(1)～(3)に相当するもの</p> <p>3. 対象機関等に対する調整について 「H4年度活動報告書」13ページに「A園との調整を図りました」との記載があるが、この調整について、 (1)調整とは何か。条例27条6のことか否か (2)調整した月日・調整した委員、調整相手、調整内容が記載されたもの (3)調整後の方針について記載されたもの (4)条例27条6の調製でなかった場合、報告書における「調整」とは、どのような目的で、誰が、どのようなことをしたのかが分かるもの</p> <p>4. 対象機関に是正要請を提出した後の擁護委員の対応等について、 (1)対象機関からの改善（是正）報告又は対象機関へのアプローチの内容が分かるもの (2) 前述(1)の対応を踏まえての擁護委員の対応方針</p>	不存在	10月27日	人権推進課
			1. 救済申立人に対する擁護委員によるヒアリング調査・相談に関する文書であって、次に掲げるもの (3)擁護委員の対応方針がわかるもの	非公開	10月27日	
			1. 救済申立人に対する擁護委員によるヒアリング調査・相談に関する文書であって、次に掲げるもの (3)記録作成者がわかるもの	一部公開	10月27日	

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
36	11月6日	<p>1. 救済を申立てた事例に対する擁護委員による調査・相談に関するものであって、①対象機関への調査を決定した人、②申立決定にかかわる支援内容、③申立てを受けての方針が記載されている (1)面談記録1回目 (2)面談記録2回目 (3)ケース記録</p> <p>2. 口頭申立て記録書</p> <p>3. 申立人の承諾の有無について確認した書類</p> <p>4. 救済申立て事例の対象機関に関して、次に掲げる書類 (1)調査を決定した人などが分かる書類 (2)調査依頼書 (3)調査記録</p> <p>5. 「H4年度活動報告書」13ページに「A園との調整を図りました」との記載があるが、この調整について、内容が分かる書類</p> <p>6. 当該案件について、方針等を議論した場・人と方針内容が分かる書類</p>	<p>1. (2)面談記録2回目</p> <p>4. (2)調査依頼書 (3)調査記録</p>	不存在	11月13日	人権推進課
			<p>1. (3)ケース記録</p> <p>3. 申立人の承諾の有無について確認した書類</p> <p>4. (1)調査を決定した人などが分かる書類</p> <p>6. 当該案件について、方針等を議論した場・人と方針内容が分かる書類</p>	非公開	11月13日	
			<p>1. (1)面談記録1回目 (2)面談記録2回目</p> <p>2. 口頭申立て記録書</p>	一部公開	11月13日	
			<p>4. (3)調査記録</p> <p>5. 「H4年度活動報告書」13ページに「A園との調整を図りました」との記載があるが、この調整について、内容が分かる書類</p>	公開	11/13延長決定 (11/17決定)	
37	11月8日	第七採択地区令和6年度使用小学校教科用図書採択協議会における各教科教科書研究委員名簿	第1回第七採択地区教科用図書採択協議会資料p10「令和5年度第七採択地区小学校教科用図書採択協議会調査員(案)」の写し	公開	11月13日	学校教育課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
38	11月13日	I 子どもの権利に関する特別委員会の会議記録 (R3.6.24) における配布資料等のうち次に掲げるもの 1. 配布資料の一覧の写し 2. 別紙スケジュール案の写し 3. 子どもの権利に関する勉強会に関する資料であって、①開催年月日・時間、②参加者、③勉強会の講師氏名等、④当日のレジュメ等・参考資料等、⑤講師料の単価が分かるものの写し	2. 擁護委員を附属機関として設置することを決定したときの意思決定の文書及びその適切性を述べた文書 3. 擁護委員を合議制の附属機関とはしなかった理由等が記載された文書 (1議員の個人の見解ではなく、特別委員会としての見解を示すもの)	不存在	11月17日	議会事務局
		II 第33回議会報告会において、市民の質問に対し議員が応答した内容のうち、次に掲げるものの裏付け資料 1. 子どもの権利に関する条例の必要性について 2. 擁護委員を附属機関として設置することを決定したときの意思決定の文書及びその適切性を述べた文書 3. 擁護委員を合議制の附属機関とはしなかった理由等が記載された文書 (1議員の個人の見解ではなく、特別委員会としての見解を示すもの)	I 子どもの権利に関する特別委員会の会議記録 (R3.6.24) における配布資料等のうち次に掲げるもの 1. 配布資料の一覧の写し 2. 別紙スケジュール案の写し 3. 子どもの権利に関する勉強会に関する資料であって、①開催年月日・時間、②参加者、③勉強会の講師氏名等、④当日のレジュメ等・参考資料等、⑤講師料の単価が分かるものの写し	公開	11月17日	
39	11月14日	北本市環境課が市内事業所に対して実施した騒音振動調査の調査結果が記載された文書 (令和元年度から現在までのものに限る。)	北本市環境課が市内事業所に対して実施した騒音振動調査の調査結果が記載された文書 (令和元年度から現在までのものに限る。)	一部公開	11月20日	環境課
40	11月16日	市の環境課が実施した騒音測定記録	北本市環境課が市内事業所に対して実施した騒音振動調査の調査結果が記載された文書 (令和元年度から現在までのものに限る。)	一部公開	11月22日	環境課
41	11月16日	1. 令和5年9月27日付け北福子発第176号「指定管理者に関する基本協定書の違反について (文書注意)」の起案文書一式 2. 令和5年9月29日付け北福子発第162号「北本市学童保育室入室対象基準について (お知らせ)」の起案文書一式 3. 2の文書を公設学童保育室の利用者に配布することについて、指定管理者である特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ理事長に依頼することに関する起案文書一式 4. その他1及び2の通知に関連する公文書一式	—	取下げ	—	子育て支援課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
42	11月17日	宮内5丁目32、40番地の排水管の図面	—	取下げ	—	建設課
43	11月20日	<p>I 擁護委員に関して</p> <p>1. 擁護委員の職務実績（2022.10～2023.10）であって、相談者数、件数、日時、相談場所等が記載された文書</p> <p>2. R4.10.11とR4.10.21の擁護委員対応、R4.2.28とR4.3.11の擁護委員同席の内容が分かる文書</p> <p>3. 擁護委員と相談員の機能・役割の違いが記載された文書</p> <p>4. 擁護委員会がR4年度内に開催されなかった理由が記載された文書</p> <p>5. ケース会議と擁護委員会と定例運営会議の違いが記載された文書</p> <p>II 救済申立第1号に関して</p> <p>1 援助案件として扱い、擁護委員が担当することとなったことを決定したときの文書であって、次の項目が記載された文書</p> <p>ア 決めた人、場所 イ 日時</p> <p>ウ 理由 エ 相談者への説明</p> <p>2 R5.1.24に申立をした案件に係る調査依頼書であって、次に掲げる項目が記載されたもの</p> <p>発信者、調査者、月日、対象者、調査概要</p> <p>3 R5.1.24に申立をした案件に係る調査をもとにした援助の内容が分かる文書</p> <p>4 R5.1.24に申立をした案件に係る調査を行う際の、相談者の同意の有無が分かる文書</p> <p>5 R5.1.24に申立をした案件に係る調査結果を是正要請に使用したことの、関係機関や対象機関の同意の有無が分かる文書</p> <p>7 是正要請の結果の通知について、説明した内容が分かる</p>	<p>I 擁護委員に関して</p> <p>1. 擁護委員の職務実績（2022.10～2023.10）であって、相談者数、件数、日時、相談場所等が記載された文書</p> <p>II 救済申立第1号に関して</p> <p>3 R5.1.24に申立をした案件に係る調査をもとにした援助の内容が分かる文書</p> <p>7 是正要請の結果の通知について、説明した内容が分かる文書</p>	一部公開	11/27延長決定 (12/8決定)	人権推進課
			<p>I 擁護委員に関して</p> <p>1. 擁護委員の職務実績（2022.10～2023.10）であって、相談者数、件数、日時、相談場所等が記載された文書</p> <p>2. R4.10.11とR4.10.21の擁護委員対応、R4.2.28とR4.3.11の擁護委員同席の内容が分かる文書</p> <p>II 救済申立第1号に関して</p> <p>1 援助案件として扱い、擁護委員が担当することとなったことを決定したときの文書であって、次の項目が記載された文書</p> <p>ア 決めた人、場所 イ 日時</p> <p>ウ 理由 エ 相談者への説明</p> <p>4 R5.1.24に申立をした案件に係る調査を行う際の、相談者の同意の有無が分かる文書</p>	非公開	12月8日	

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
		文書 8 是正要請の結果作成後に行った申立人等に対するフォロー等の内容について 9 援助事例扱いから救済事例扱いにすることにした審議の内容が記載された文書	I 擁護委員に関して 3. 擁護委員と相談員の機能・役割の違いが記載された文書 4. 擁護委員会議がR4年度内に開催されなかった理由が記載された文書 5. ケース会議と擁護委員会議と定例運営会議の違いが記載された文書 II 救済申立第1号に関して 2 R5.1.24に申立をした案件に係る調査依頼書であって、次に掲げる項目が記載されたもの 発信者、調査者、月日、対象者、調査概要 5 R5.1.24に申立をした案件に係る調査結果を是正要請に使用したことの、関係機関や対象機関の同意の有無が分かる文書 8 是正要請の結果作成後に行った申立人等に対するフォロー等の内容について 9 援助事例扱いから救済事例扱いにすることにした審議の内容が記載された文書	不存在	12月8日	
44	11月27日	令和4年度分 北本市庁舎分電気料金請求書	令和4年度分 北本市庁舎分電気料金請求書	一部公開	12月1日	総務課
45	11月29日	令和6年度使用小学校用教科用図書採択協議に係る資料 下記一式 ・採択手続きのわかる文書 ・採択における事務手順 ・委員名簿（下部の部会等も含む。） ・教育委員会から協議会へ諮問した諮問書 ・協議会からの答申書 ・選定基準 ・教科書調査報告書 ・各小学校・中学校が提出した「学校票」の集計結果がわかるもの ・住民の意見やアンケートの内容 ・教育委員会の議事録（教科書採択に関する部分に限る。）	・教育委員会から協議会へ諮問した諮問書 ・住民の意見やアンケートの内容	不存在	12月6日	学校教育課
			・採択手続きのわかる文書 ・採択における事務手順 ・委員名簿（下部の部会等も含む。） ・協議会からの答申書 ・選定基準 ・教科書調査報告書 ・各小学校・中学校が提出した「学校票」の集計結果がわかるもの ・教育委員会の議事録（教科書採択に関する部分に限る。）	公開	12月6日	

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
46	12月8日	令和5年度分北本市庁舎分電気料金請求書	令和5年度分北本市庁舎分電気料金請求書	一部公開	12月14日	総務課
47	12月12日	<p>子どもの権利に関する特別委員会に関する文書であって、</p> <p>I 先進地アンケート調査について</p> <ol style="list-style-type: none"> アンケートの調査項目、依頼書等 回収数、結果分析等 <p>II 先進地の視察について</p> <ol style="list-style-type: none"> 視察先、目的、参加者、予算等 視察報告書、費用 中止となった視察に代わる事業 <p>III アドバイザー依頼について</p> <ol style="list-style-type: none"> 必要性、役割、選定基準 費用の算定基準、予算内訳、支払調書 依頼文書 アドバイザーから提出された意見書 <p>IV 市民の意見を聴く会について</p> <ol style="list-style-type: none"> 条例案の提示後に、市民アンケートをやる必要性や意義 市民の意見を聴く会の計画書・概要書 (1)目的 (2)対象 (3)方法 (4)内容 アンケートの配布数、回収数、有効回答数、結果等について <p>V シンポジウムについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 企画内容(目的、参加者、テーマ、謝金とその算定根拠) 延期後のシンポジウムの計画案等 <p>★ 子どもの権利に関する特別委員会と執行部の会議について</p> <ol style="list-style-type: none"> 依頼書、会議次第等 「確認リスト全部で15点3ページにわたるもの」、「回答答案を書き込んだもの」 	<p>子どもの権利に関する特別委員会に関する文書であって、</p> <p>I 先進地アンケート調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートの調査項目、依頼書等 <p>II 先進地の視察について</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員派遣及び視察に係る起案文書 <p>III アドバイザー依頼について</p> <ul style="list-style-type: none"> 依頼に係る起案文書及び予算書資料 <p>IV 市民の意見を聴く会について</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例案に対する意見の提出に係る起案文書、意見聴取対象候補一覧、アンケート用紙、意見聴取集計結果 <p>V シンポジウムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 延期したシンポジウムの企画に係る文書 <p>VI 子どもの権利に関する特別委員会と執行部の会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> 次第等、会議概要、確認リスト 	公開	12月19日	議会事務局
		<p>子どもの権利に関する特別委員会に関する文書であって、</p> <p>I 先進地アンケート調査について</p> <p>II 先進地の視察について</p> <p>III アドバイザー依頼について</p> <p>IV 市民の意見を聴く会について</p> <p>V シンポジウムについて</p> <p>VI 子どもの権利に関する特別委員会と執行部の会議について</p> <p>のうち、令和5年12月19日付け北議収第219号により公開決定した行政文書に該当する部分を除いた部分</p>	不存在	12月19日		

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
48	12月12日	第七採択地区令和6年度使用小学校教科用図書採択協議会における関係資料であって、次に掲げるもの 1. 業務日程 2. 委員名簿 3. 報告書（音楽） 4. 学校意見書（音楽）	1. 令和5年度教科用図書採択に係る日程について 2. 令和5年度第七採択地区使用小学校教科用図書採択協議会調査委員（案） 3. 令和6年度使用小学校教科用図書調査委員研究報告書（音楽の部分に限る。） 4. 令和6年度使用小学校教科用図書調査研究報告書（市内各小学校より）（北本市分に限る。）（音楽部分に限る。）	公開	12月15日	学校教育課
49	12月14日	I-1 「相談」、「援助」、「支援」等の用語の使い分けや用語説明が記載された文書	II-1 擁護委員会議の「設置根拠」等が記載された文書 IV-3-1(1) 「お願い文書」の写し	公開	12月21日	人権推進課
		I-2 4/28に実施した「面談に関する情報共有」に関する文書と、9/22に実施した「関係機関からの聞き取り」に関する文書	I-2 4/28に実施した「面談に関する情報共有」に関する文書と、9/22に実施した「関係機関からの聞き取り」に関する文書	一部公開	12/21延長決定 (1/11決定)	
		I-3 「擁護委員対応」、「擁護委員同席」を定義又は説明した文書	I-3 「擁護委員対応」、「擁護委員同席」を定義又は説明した文書			
		II-1 ケース会議、擁護委員会議、定例会議のそれぞれの「必要性」、「目的」、「設置根拠」等が記載された文書	II-1 ケース会議、擁護委員会議、定例会議のそれぞれの「必要性」、「目的」、が記載された文書			
		II-2 「救済等の申立てに係る事実」を確認するための手続きとかフローが記載された文書	II-2 「救済等の申立てに係る事実」を確認するための手続きとかフローが記載された文書			
		III-1 救済申立て1号に関して、救済申立ての事実に基づく調査に係る資料	III-1 ケース会議、擁護委員会議、定例会議のそれぞれの「必要性」、「目的」、が記載された文書			
		III-2 是正等の措置を講ずるよう要請した際の方法等が分かる文書	III-2 「救済等の申立てに係る事実」を確認するための手続きとかフローが記載された文書			
		IV-1 相談者に記載してもらう同意書の様式	IV-3-2(2) 「お願い文書」の法的根拠			
		IV-2 関係機関や対象機関に記載してもらう同意書の様式	IV-3-3(3) 「お願い文書」の必要性・目的			
		IV-3-1(1) 「お願い文書」の写し	IV-3-4(4) 「お願い文書」の通常想定される交付先、交付時期、交付方法			
		IV-3-1(2) 「お願い文書」の法的根拠				
		IV-3-1(3) 「お願い文書」の必要性・目的				
		IV-3-1(4) 「お願い文書」の通常想定される交付先、交付時期、交付方法				
				不存在	12月21日	

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
			I-2 4/28に実施した「面談に関する情報共有」に関する文書	非公開	12/21延長決定 (1/11決定)	
50	12月25日	11月17日に擁護委員原田氏との面談記録及びその取扱いに関する文書であって、 1 面談そのものの記録 2 担当課内における面談内容の周知や情報共有に関する文書	11月17日に行った擁護委員原田氏の面談記録及びその取扱いに関する文書	不存在	1月4日	人権推進課
51	1月31日	新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度申請についての一覧表 (接種開始時から請求日現在までの分)	新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度申請についての一覧表であって、次に掲げる事項が記載されたもの 性別、年代、疾病名、給付の種類、市町村受付日、審査日、県進達日、認定結果	公開	2月6日	健康づくり課
			新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度申請に係る次の事項 手帳発行の有無、認定日、接種日等、医療機関による副反応疑いの報告の有無	不存在	2月6日	
52	2月7日	埼玉県が実施したR6年度本算定における国保事業費納付金標準保険税率の算定過程がわかるもの	埼玉県が実施したR6年度本算定における国保事業費納付金標準保険税率の算定過程がわかるもの (北本市分)	公開	2月8日	保険年金課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
53	3月4日	議員の視察に関する文書であって、次の(1)(2)に掲げるもの (1)「視察報告書」と「本会議で派遣命令を受けての委員会行政視察ではなく、委員会協議会として訪問」における議員に課せられた義務や議員に保障される旅費等、公務要件に関する違いを示す文書 (2) 東海市のひきこもり支援センターへの行政視察の詳細資料	東海市のひきこもり支援センターへの行政視察の詳細資料	公開	3月6日	議会事務局
			「視察報告書」と「本会議で派遣命令を受けての委員会行政視察ではなく、委員会協議会として訪問」における議員に課せられた義務や議員に保障される旅費等、公務要件に関する違いを示す文書	不存在	3月6日	
54	3月29日	①要綱第2条に示す指定管理者業務評価委員会の事務分掌について、「指定管理者が行う直接的な業務が主なもの…仕様書の不備…」と解釈していることを令和5年度の委員に示した（説明した）文書 ②要綱第2条について、①のように解釈する理由や根拠を示した文書	②要綱第2条について、①のように解釈する理由や根拠を示した文書	不存在	4月5日	総務課
			①要綱第2条に示す指定管理者業務評価委員会の事務分掌について、「指定管理者が行う直接的な業務が主なもの…仕様書の不備…」と解釈していることを令和5年度の委員に示した（説明した）文書	任意提供	-	

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
55	3月29日	平成28年度の都市計画課の指定管理業務（都市公園・中央緑地・下原緑地公園）を評価する庁内検査委員会に提出された次に掲げる文書。 （都市計画課の文書ではなく、委員会の会議資料として、事務局に保存してある文書） ①月次報告 ②年度報告 ③モニタリング結果	平成28年度の都市計画課の指定管理業務（都市公園・中央緑地・下原緑地公園）を評価する庁内検査委員会に提出された次に掲げる文書。 （都市計画課の文書ではなく、委員会の会議資料として、事務局に保存してある文書） ①月次報告 ②年度報告 ③モニタリング結果	不存在	4月5日	総務課
56	3月29日	①都市計画課が平成29年度の都市計画課の指定管理業務（都市公園・中央緑地・下原緑地公園）を評価する庁内検査委員会に提出した月次報告・年度報告・モニタリング結果であって、都市計画課にて保存されているもの ②①の前段に係る文書であって、庁内検査委員会の会議資料として事務局にて保存されているもの	都市計画課が平成29年度の都市計画課の指定管理業務（都市公園・中央緑地・下原緑地公園）を評価する庁内検査委員会に提出した月次報告・年度報告・モニタリング結果であって、都市計画課にて保存されているもの	一部公開	4月5日	都市計画政策課
			②①の前段に係る文書であって、庁内検査委員会の会議資料として事務局にて保存されているもの	不存在	4月5日	総務課

(1) 決定内容別件数

行政文書の公開請求に対する決定内容別件数は、次のとおりです。

決定内容別件数

() 内は、前年度数

区 分	請 求	決 定 内 容					期間延長	移送	取下げ
		公開	一部公開	非公開	存否応答拒否	文書不存在			
件 数	56 (64)	28 (33)	20 (33)	7 (4)	0 (1)	27 (23)	5 (6)	0 (0)	4 (8)

注 決定内容の件数については、1件の請求に対して複数の決定をすることがあるため、請求件数とは一致しない場合があります。

(2) 実施機関別件数

行政文書の公開請求に対する実施機関別受理件数は、次のとおりです。

実施機関別件数

() 内は、前年度数

実施機関	受理件数
市 長	43 (39)
教 育 委 員 会	5 (13)
選 挙 管 理 委 員 会	2 (1)
公 平 委 員 会	0 (0)
監 査 委 員	1 (0)
農 業 委 員 会	2 (11)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
議 会	3 (0)
土 地 開 発 公 社	0 (0)
計	56 (64)

(3) 公開請求をした者別の件数

行政文書の公開請求をした者別の件数は、次のとおりです。

公開請求した者別件数 () 内は、前年度数

区 分	受理件数
市内に住所を有する者	35 (37)
市内に事務所又は事業所を有する個人及びその他の団体	0 (7)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0 (0)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
市内に所在する固定資産の所有者	0 (0)
上記以外の者	21 (20)
計	56 (64)

(4) 一部公開及び非公開の理由別件数

行政文書の公開請求に対する一部公開（公開請求をされた行政文書の一部を公開することをいう。）及び非公開（公開請求をされた行政文書の全部を公開しないことをいう。）の理由別件数は、次のとおりです。

一部公開及び非公開の理由別件数 () 内は、前年度数

区 分	件 数
法令等の定め又は国等の指示により公開できないとされている情報(条例第7条第1項)	0 (0)
個人に関する情報(条例第7条第2項第1号)	21 (21)
法人等の事業活動等に関する情報(条例第7条第2項第2号)	4 (19)
市の意思決定過程に関する情報(条例第7条第2項第3号)	1 (3)
事務事業に関する情報(条例第7条第2項第4号)	4 (3)
公共の安全等に関する情報(条例第7条第2項第5号)	0 (1)
計	30 (47)

注 理由別件数については、1つの決定内容に対し、理由が複数に該当するものもあるため、一部公開及び非公開の決定件数と一致しないことがあります。

2 審査請求の状況

行政文書の公開請求に対する可否の決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。審査請求があった場合、実施機関は、北本市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとなっています。

令和5年度における審査請求は、2件ありました。件名等は次のとおりです。

件名	請求日	結果	備考
環境課が実施した騒音振動測定の結果に係る文書の公開請求に対し、北本市長が行った行政文書一部公開処分につき、当該処分の取消し及び非公開部分の公開を求める件	令和6年2月9日	審査継続中	北本市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問（令和6年5月1日付け）
環境課が実施した騒音振動測定の結果に係る文書の公開請求に対し、北本市長が行った行政文書一部公開処分につき、当該処分の取消し及び非公開部分の公開を求める件	令和6年2月9日	審査継続中	<ul style="list-style-type: none">北本市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問（令和6年5月1日付け）上記と同一の件名であるが、異なる請求人からの請求である。

第 2 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイル簿等の作成状況

一定数以上の個人情報を取り扱う業務を行う場合等には、どのような個人情報を収集し、どのような目的に使用するのかを明らかにするため、それぞれの実施機関ごとに、個人情報保護法に基づき、個人情報ファイル簿等を作成しなければなりません。

令和 5 年 1 0 月 1 日現在における個人情報ファイル簿等の作成状況は次のとおりです。

個人情報ファイル簿及び条例独自ファイル簿の作成状況

実施機関	個人情報ファイル簿	条例独自ファイル簿
市長	63	10
教育委員会	6	0
選挙管理委員会	1	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価委員会	0	0
計	70	10

2 請求の状況及び請求に対する可否の決定の状況

市民は、実施機関が管理等している自己に関する個人情報について、開示、訂正、削除、目的外利用等の中止の請求をすることができます。

令和5年度における個人情報の請求件数は28件で、その全てが開示の請求でした。また、状況は次のとおりです。

個人情報の開示請求の状況

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
1	4月7日	請求者の母に係る介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書	請求者の母に係る介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書	開示	4月11日	高齢介護課
2	5月8日	家屋評価調書（平成31年）	平成31年 家屋評価調書	開示	5月12日	税務課
3	5月18日	当時通っていた小学校で起きたいじめに関して、本人らが謝罪した内容が分かる文書	当時通っていた小学校で起きたいじめに関して、本人らが謝罪した内容が分かる文書	開示	5月24日	学校教育課
4	5月18日	当時通っていた小学校で起きたいじめに関して、本人らが謝罪した内容が分かる文書	当時通っていた小学校で起きたいじめに関して、本人らが謝罪した内容が分かる文書	開示	5月24日	学校教育課
5	5月18日	当時通っていた小学校で起きたいじめに関して、本人らが謝罪した内容が分かる文書	当時通っていた小学校で起きたいじめに関して、本人らが謝罪した内容が分かる文書	開示	5月24日	学校教育課
6	5月18日	当時通っていた小学校で起きたいじめに関して、本人らが謝罪した内容が分かる文書	当時通っていた小学校で起きたいじめに関して、本人らが謝罪した内容が分かる文書	開示	5月24日	学校教育課
7	6月7日	直近の本人に係る認定調査票及び主治医意見書	認定調査票・主治医意見書	開示	6月9日	共生福祉課
8	6月9日	直近の診断書（精神障害者保健福祉手帳）	直近の診断書（精神障害者保健福祉手帳）	開示	6月13日	障がい福祉課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
9	6月5日	障害者福祉計画策定委員会の公募委員選考に関するものであって、次に掲げるもの ・請求人と他の応募者との決定的な違い、請求人に役不足な内容が分かるもの ・請求人を不採用とした理由が分かるもの	障害者福祉計画策定委員会の公募委員選考に関するものであって、次に掲げるもの ・請求人と他の応募者との決定的な違い、請求人に役不足な内容が分かるもの ・請求人を不採用とした理由が分かるもの	一部開示	6月12日	障がい福祉課
10	6月13日	介護認定結果通知（令和4年11月15日現在のもの）	介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書	開示	6月15日	高齢介護課
11	6月14日	障害者福祉計画策定委員会の公募委員選考について 1 選考委員に提供した請求人の情報（資料） 2 選考委員に提供しない情報（資料）を選択した理由を示す文書 3 個人情報保護法の目的の1つである個人（請求人）の権利・利益の保護をどのように遵守したのかが分かる文書	1 選考委員に提供した請求人の情報（資料） 2 選考委員に提供しない情報（資料）を選択した理由を示す文書 3 個人情報保護法の目的の1つである個人（請求人）の権利・利益の保護をどのように遵守したのかが分かる文書	開示 不存在	6月21日	障がい福祉課
12	6月21日	要支援1が出たときの介護認定結果	介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書	開示	6月23日	高齢介護課
13	6月23日	1 肺炎球菌の予診票（約5年前のもの） 2 肺炎球菌ワクチンの非該当の判断に結び付いたデータ原本（システム）	1 肺炎球菌の予診票（約5年前のもの） 2 肺炎球菌ワクチンの非該当の判断に結び付いたデータ原本（システム）	開示	6月30日	健康づくり課
14	6月23日	家屋評価調書	家屋評価調書	開示	6月27日	税務課
15	6月26日	判定書、心理・職能意見書（R5.6.15判定分）	判定書、医学的意見書、心理・職能意見書	開示	6月28日	障がい福祉課
16	6月28日	療育手帳交付申請書（申請日R5.5.11）	療育手帳交付申請書（申請日R5.5.11）	開示	7月3日	障がい福祉課
17	7月27日	療育手帳の判定書	判定書、医学的意見書、心理・職能意見書（R5.6.29判定分）	開示	8月2日	障がい福祉課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
18	10月5日	介護認定調査内容等、医師の意見書	介護認定調査票 主治医意見書	一部開示	10月12日	共生福祉課
19	10月6日	令和5年2月～5月の女性相談の相談記録	令和5年2月～5月の女性相談の相談記録	一部開示	10月10日	人権推進課
20	10月11日	療育手帳判定の書類	判定書、医学的意見書、心理・職能意見書 (H28. 4. 27判定分)	一部開示	10月16日	障がい福祉課
21	11月29日	本人に係る令和2年9月16日から令和4年1月26日までの国民健康保険の診療報酬明細書の写しすべて		取下げ	-	保険年金課
22	11月30日	判定書、心理・職能意見書 医学的意見書 (R5. 10. 26判定分)	判定書、心理・職能意見書 医学的意見書 (R5. 10. 26判定分)	開示	12月1日	障がい福祉課
23	11月30日	主治医意見書	主治医意見書	一部開示	12月7日	共生福祉課
24	1月29日	子育て相談に係る記録	子育て相談に係る記録	開示	2月5日	子育て支援課
25	2月14日	H28. 4. 1～現在までの住民票と戸籍の交付履歴が分かるもの(本人分)	H28. 4. 1～現在までの住民票と戸籍の交付履歴が分かるもの(本人分)	一部開示	2月20日	市民課
26	2月20日	請求者の母の (1)認定調査票 (2)主治医意見書 (3)介護認定審査会資料 (4)擁護介護認定及び要支援認定等の審査判定結果 (5)介護認定審査会議事録	請求者の母の (1)認定調査票 (2)主治医意見書 (3)介護認定審査会資料 (4)擁護介護認定及び要支援認定等の審査判定結果 (5)介護認定審査会議事録	開示	2月26日	高齢介護課
27	3月14日	介護認定調査票・主治医意見書	介護認定調査票・主治医意見書	一部開示	3月19日	共生福祉課

整理番号	請求年月日	請求の内容	対象行政文書の件名	決定内容の内訳	決定月日	所管課
28	3月28日	宮内6丁目 道路台帳整備調書、立会承諾書	宮内6-127, 129, 130における立会承諾書 市道1275号線道路台帳整備調書	開示	4月3日	建設課

(1) 決定内容別件数

個人情報の開示請求に対する決定内容別件数は、次のとおりです。

決定内容別件数

() 内は、前年度数

区 分	請 求	決 定 内 容					期間延長	移送	取下げ
		開示	一部開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在			
件 数	28 (22)	20 (12)	7 (9)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	1 (1)

注 決定内容の件数については、1件の請求に対して複数の決定をすることがあるため、請求件数とは一致しない場合があります。

(2) 実施機関別件数

個人情報の開示請求に対する実施機関別受理件数は、次のとおりです。

実施機関別件数

() 内は、前年度数

実施機関	受理件数
市 長	24 (21)
教 育 委 員 会	4 (1)
選 挙 管 理 委 員 会	0 (0)
公 平 委 員 会	0 (0)
監 査 委 員	0 (0)
農 業 委 員 会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
議 会	0 (0)
土 地 開 発 公 社	0 (0)
計	28 (22)

(3) 開示請求をした者別の件数

個人情報の開示請求をした者別の件数は、次のとおりです。

開示請求した者別件数 () 内は、前年度数

区 分	受 理 件 数
市内に住所を有する者	26 (22)
市外に住所を有する者	2 (0)
計	28 (22)

(4) 一部開示及び不開示の理由別件数

個人情報の開示請求に対する一部開示（開示請求をされた個人情報の一部を開示することをいう。）及び不開示（開示請求をされた個人情報の全部を開示しないことをいう。）の理由別件数は、次のとおりです。

一部開示及び不開示の理由別件数 () 内は、前年度数

区 分	件 数
請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）	0 (0)
第三者に関する情報（法第78条第1項第2号）	7 (9)
法人に関する情報（法第78条第1項第3号）	0 (0)
審議、検討又は協議に関する情報（法第78条第1項第6号）	0 (0)
監査、検査、試験若しくは租税の賦課等に係る事務事業又は契約、交渉又は争訟に係る事務事業に関する情報（法第78条第1項第7号）	0 (0)
計	7 (9)

注 理由別件数については、1つの決定内容に対し、理由が複数に該当するものもあるため、一部開示及び不開示の決定件数と一致しないことがあります。

3 審査請求の状況

自己に関する個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止の請求に対する可否の決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

令和5年度における審査請求は、ありませんでした。

第3 共通の制度

1 北本市情報公開・個人情報保護審査会の状況

情報公開制度又は個人情報保護制度に関する諮問事案は、ありませんでした。